

A0202-03	プラント内での噴霧塗装は安全対策が十分でない限り厳禁		
本文	プラント内での塗装は原則刷毛塗りとし、噴霧塗装のときは静電放電防止その他の事故防止対策を講じるなど、安全対策を十分にしておくこと		
リスクの種類	爆発・火災	関連目・章節	
理由(何故)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 噴霧塗装は有機溶剤の蒸発により爆発的性雰囲気を作る。 2. 噴霧塗装時に、近くに火気があれば発火になる。 3. 火気を厳重に管理したプラントでも着火源は存在する可能性がある。 4. 噴霧自体で静電気が発生し放電することにより着火源になり得る。 		
方策	<ol style="list-style-type: none"> 1) 危険物が存在または発生する場所では、刷毛またはローラーを使用し、電動ガンは使用しない。 2) 作業場所の換気をよくする。 3) スプレーガンの使用を許可する場合は、施工者は着火源がないこと及びガンや被塗装物を必ず接地することと、作業者が噴霧気流中に入らないことを運転側と確認し許可を受け、実施すること。 		
事故例	(1984年6月 市原市) 製油所の浮屋根式タンクポンツーン内部塗装の際、指示を無視し、換気不十分な状態で電動式スプレーガンを使用した。そのスイッチの火花で着火(推定)爆発、1名が爆風で飛ばされ死亡、1名が負傷し、タンクのシール材や塗装部が損傷を受けた。		
法的参考事項	危険物の規制に関する政令 第二十七条 4 危険物の取扱いのうち消費の技術上の基準は、次のとおりとする。 一 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁等で区画された安全な場所で行うこと。		
備考	発生した静電気を除去する方法として、アース(接地)とボンディング(接続)がある。それぞれの設備又は機器をアースすると共に、構成物の絶縁性によりアースが困難なものはボンディングも実施する。		